

SBC東京医療大学における公的研究費の不正防止計画

SBC東京医療大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日 改正、令和 3 年 2 月 1 日 改正)の内容を踏まえ、公的研究費の適正な管理・運営を行うため、以下のとおり不正防止計画を策定し取り組みます。

1. 機関内の責任体系の明確化

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
機関内の責任体系	学内において、責任と権限の体系が十分に認識されていない。また、責任者の交代や時間の経過により、認識が低下する。	責任と権限の体系、各責任者の役割を学内で周知するとともに、各責任者に対して役割の認識を求める。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
ルールの明確化・統一化	文部科学省・日本学術振興会のルール変更を関係者が十分に認識していない。また、公的研究費の学内事務処理手続きの理解が不十分である。	文部科学省・日本学術振興会のルール変更を踏まえて学内の諸規程や執行マニュアル等を整備し、ルールの明確化・統一化を図る。また、執行マニュアルを1人1冊配付したうえで、公的研究費の使用ルールに関する説明会を開催し、学内の理解を促進する。
関係者の意識の向上	コンプライアンスに対する関係者の意識が低い。また、公的研究費の原資が主に税金によってまかなわれていることに対する意識が欠如している。	本学の定める研究倫理指針およびそれに基づく研究費に関する諸規程の周知を行い、関係者の意識の向上をはかる。また、関係者全員に研究倫理教育を行い、誓約書を徴取する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
不正発生要因の把握	不正を発生させる要因の把握が十分ではない。	不正防止計画の実施状況を定期的に検証するとともに、関係各部署等との情報共有のもとで、不正防止計画の改定を行う。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
適正な予算執行状況の検証	予算執行が年度末に偏る傾向がある。	研究計画に基づいて予算を執行するようモニタリングを強化し、研究者に対して周知徹底を行う。
取引業者との癒着・不正発生防止	特定の相手先に対して取引が集中する傾向がある。	一定の基準を満たす取引先から誓約書を徴取する。
研究支援を行う臨時職員の勤務状況の把握	臨時職員の勤務状況が十分に把握されていない。	臨時職員の勤務管理を研究者任せにせず、事務部門においてヒアリングを行うなどして勤務状況を把握する。

5. 情報発信・共有化の推進

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
通報・告発窓口の設置	通報・告発窓口の存在が十分に認識されていない。	学内・学外に対して周知・公表を行う。
不正防止に向けた取り組み内容の公表	不正防止に向けた取り組みの内容が十分に認識されていない。	学内・学外に対して周知・公表を行う。

6. モニタリングの在り方

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
モニタリング及び監査体制の整備	定期的な内部監査以外の、日常的なモニタリングが不十分である。	実施したモニタリングの結果を関係部署で共有し、日常業務における研究費の適正執行への取り組みにフィードバックする。

附則 この計画は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この計画は、2024 年 4 月 1 日から施行する。